

- 調査の趣旨 現行の道路運送法等の下での地域交通の現状等について調査し、具体的な支障事例を把握する。
- 調査の概要 対象：全国の都道府県及び市区町村  
期間：平成28年12月2日～平成28年12月28日
- 結果 1,788地方自治体のうち、1,746地方自治体より回答。

## 【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

- ・ 標準処理期間が長いことや申請手続が煩雑であることにより、ダイヤ改正や運賃改定のタイミングが左右されたり事業者が改定を見送ったりすることがあったため、地方への権限移譲や事務手続の簡略化が必要。
- ・ 道路運送法第21条に基づく実証実験の期間は上限1年とされているが、雪などの影響で季節により利用者数の変動が発生することから、期間上限を長くすることが必要。
- ・ 広域の地域公共交通再編実施計画を策定しているが、この計画を変更する際に、変更に関係のない市町村や事業者の承認が必要であり協議に時間を要するため、変更に関係ある市町村や事業者の承認のみで変更を可能とすることが必要。
- ・ 県境をまたいで運行している路線バスにおいて、他県の路線バスとの競合区間における乗降制限により、住民や観光客等の利便性が大きく損なわれているため、乗降制限を地域の実情で解除できるようにすることが必要。
- ・ バス停留所は路線定期運行の許可を受けたものしか利用できない。地域住民の利便性向上のため、区域運行や自家用有償旅客運送事業等においても既存のバス停留所に停車できるようにすることが必要。
- ・ 雪道だと車高の低いノンステップバスが走行できないため、地域の状況に応じた車輛や設備基準の緩和が必要。
- ・ コミュニティバスの利便性向上のため路線変更等を検討しているが、関係機関との協議がととのにくい。制度上、手続の緩和措置が設けられているが、制度活用に関する関係機関の対応が統一されていない。

※ 支障事例の具体的な内容については、引き続き要精査